コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Nippon Sheet Glass Company, Limited

最終更新日：2015年7月10日
日本板硝子株式会社
代表執行役社長兼CEO　森　重樹
問合せ先：法務部
証券コード：5202
http://www.nsg.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

2007年、当社は日本板硝子グループを表す統一ブランドとして“NSGグループ”という名称を用いることとしました。当社は、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則の考え方を支持し、「NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、2015年5月28日に開示しております。
(http://www.nsg.co.jp/ja-jp/media/announcements-2015/nsg-group-corporate-governance-guidelines)

NSGグループでは、当該ガイドラインにおいて、コーポレートガバナンスの基本方針として以下のとおり定めています。

当社グループは、より良いコーポレートガバナンスの実現を経営上の重要課題と位置づけ、以下の事項を実施します。
(1) 体制
a) 当社グループにおける究極親会社である日本板硝子株式会社は指名委員会等設置会社とし、当社は、取締役会のほか、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役を置きます。
b) 取締役会が、法令の定める範囲内で業務執行の意思決定を執行役に対して委任することにより、執行と監督の分離を促進し、経営の透明性を高め、その業務執行に対する監督機能を強化します。
c) 財務報告に係る内部統制をはじめとする当社グループの内部統制システムを構築します。

(2) ステークホルダーコミュニケーション
a) 当社グループを取り巻くステークホルダーの皆様と良好な関係を構築します。
b) 会社情報を適時、適切に開示し、当社グループ経営の透明性を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、純投資目的以外の目的で、上場株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社グループは、株主の皆様の利益を保護するため、取締役、執行役、従業員などの当社グループ関係者がその立場を濫用して、又は一部の当社主要株主の方が当社グループとの関係を前提に、当社グループや株主の皆様の全体の利益に反する取引を行うことを防止することに努め、そのための適正なシステムを構築しています。
取締役及び執行役は、会社法及び当社の取締役会規程に基づき、取締役会の承認を得た場合を除き、当社グループとの関係における利益相反取引及び競業取引を行ってはならないものとしています。そのため、取締役及び執行役は、それらの取引につき、実務上合理的速やかに取締役会に報告しなければならないものとしています。
当社は、前項に定める取引があった場合には、その重要な事実を適切に開示します。
NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン8条をご参照ください。
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/media/announcements-2015/nsg-group-corporate-governance-guidelines

【原則3-1　情報開示の充実】
(i) 当社グループのホームページで、NSGグループの経営理念と行動指針を開示しています。
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/about-nsg/mission-values-principles

当社グループのホームページで、NSGグループの長期戦略ビジョンと中期経営計画（2014年4月から2018年3月まで）を開示しています。
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/investors/strategy-and-policy/management-strategy

(ii) 当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドラインとしてまとめ、公表していますので、そちらをご参照ください。
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/media/announcements-2015/nsg-group-corporate-governance-guidelines

(iii) 取締役、執行役その他の経営陣幹部の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、本報告書の1. 機関構成・組織運　営等に係る事項の【取締役・執行役報酬関係】に記載のとおりであり、また、当社の第149期有価証券報告書及び第149期事業報告でも開示しています。

(iv) 4名の独立社外取締役及び2名の執行役を兼務する取締役で構成される指名委員会が、取締役候補者を選任し、その内容を定時株主総会に議案として提出します。その選任の基準は以下のとおりです。

1. 人格に優れ、高い倫理観を有していること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 職務遂行上健康面で支障のないこと
4. 経営に関し洞察力に優れ、客観的判断能力を有すること
5. リーダーシップを発揮した経験に富み、チーム志向を備えていること

6. 当社グループの事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
（「社外取締役の独立性」については別に定める（後述））
7. グローバル又は多国籍事業環境での経験が豊富でかつ/又は市場、技術、会計、法務、後継者育成等当社グループが必要とする専門性を備えていること
8. 取締役会や自身がメンバーとなる委員会等への参加のための十分な時間が確保でき、指名、監査及び報酬の三委員会のいずれかの委員となる場合は、その職務を遂行する資質を有していること

また、経営陣幹部である執行役と執行役員については、通常それに付随する当社グループの重要な役職（CEO、COO、CFO及び事業部門やファンクションの長等）とともに、取締役会の決議によって選任、任命されます。指名委員会はその専門性に鑑みて、当該選任、任命につき、取締役会に対して推薦又は助言をします。

こうした選任、任命にあたっては、これまで証明された業績、リーダーとしての潜在性、並びに当社グループの将来の方向性、経営理念や行動指針、及びグループコンピタンシ―との適合性等を総合的に考慮します。

執行役と執行役員の任期は1 年で、毎年その選任を見直します。その他の幹部についても毎年個々人の業績管理を実施します。

グローバル企業としてこれら幹部のリテンションリスクは不可避であると認識しており、毎年の後継者育成計画の見直しや人材育成を計画的に実施し、やりがいのあるキャリア開発の機会を提供することで、人材に関する経営リスクを最小限にとどめるよう努めます。

(v) 取締役候補者の選任理由については、「第149期株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりです。

執行役その他の経営陣幹部については、上記(iv)に記載の経営陣幹部の選任方針及び手続き並びに指名委員会の推薦又は助言に基づき、取締役会が選任しています。

【補充原則4-1-1 執行役に対する委任の範囲】

取締役会は、事業及び財務戦略並びに年度及び中長期の事業計画を含む経営の基本方針、執行役の選任等の特定の重要事項、その他法令、定款で定められた事項の決定を行います。それ以外の事項に関する業務執行の意思決定については、業務執行の機動性と柔軟性を高め、かつ取締役会による監督の実効性を強化するために、原則として執行役に委任します。

NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン第10条第1項第1号及び第2号をご参照ください。
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/media/announcements-2015/nsg-group-corporate-governance-guidelines

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役の少なくとも3名以上かつ取締役会の3分の1は、独立社外取締役で構成されることを、基本方針としております。

現在、取締役8名のうち、4名が社外取締役であり、その全ての社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外取締役独立性基準（後述）を満たす独立社外取締役です。

NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン第9条第2項をご参照ください。
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/media/announcements-2015/nsg-group-corporate-governance-guidelines

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、指名委員会において、社外取締役独立性基準を策定し、当社ホームページで公開しています。
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/sustainability/corporategovernance/governancestructure

なお、この独立性基準については、当社の第149期有価証券報告書及び「第149期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類でも開示しています。

【補充原則4-11-1 取締役会の多様性に関する考え方】

取締役会は、グローバルに及ぶ当社グループの事業運営を背景に、技能、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成されるものとし、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮される適切な員数を維持します。このような考え方及び前述の取締役候補者の選任基準に基づき、指名委員会が、取締役候補者を選任し、その内容を議案として株主総会に提出します。

指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、それぞれその過半数が独立社外取締役で構成されるものとし、取締役会の決議により選定されます。また、監査委員会の委員のうち、少なくとも1名については、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者の中から選定されます。

NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン第9条第1項及び第9条第7項をご参照ください。
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/media/announcements-2015/nsg-group-corporate-governance-guidelines

【補充原則4-11-2 取締役及び執行役の重要な兼職の状況】

取締役及び執行役並びに取締役候補者の重要な兼職の状況については、当社の「第149期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類、第149期事業報告及び第149期有価証券報告書で開示しています。

【補充原則4-11-3 取締役会等の評価】

当社は、取締役会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに経営会議のそれぞれの会議が、当社グループの戦略や目標に則って、効果的に実施されているのかについて検証、議論するため、それらの会議のパフォーマンスについて、年度評価を実施し、その結果を開示します。

具体的な実施については、2016年3月期に係る年度評価からスタートし、その結果の概要については、2017年3月期に開示します。

NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン第22条をご参照ください。
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/media/announcements-2015/nsg-group-corporate-governance-guidelines

【補充原則4-14-2 取締役及び執行役のトレーニングに関する方針】

新任取締役は、当社グループに関する知識や理解を育み、その職責を果たすことができるように、関連説明文書やプレゼンテーション、経営幹部との会合、その他事業所訪問を含む教育機会の提供を受けます。また、取締役は、その任期中、必要に応じて継続的に教育を受ける機会を持ちます。

新任執行役は、その職責を果たすことができるように、とりわけ、当社グループの事業計画及びその進捗、重要な経営課題、内部統制システム、財務諸表、重要な財務、会計及び法務に関する問題、並びに倫理規範や倫理・コンプライアンスプログラムに関して、関連説明文書やプレゼンテーション等その他の教育機会の提供を受けます。

NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン第12条第5項及び第20条第3項をご参照ください。
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/media/announcements-2015/nsg-group-corporate-governance-guidelines

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

■基本方針

当社グループは、株主・投資家の皆様とのオープンで建設的かつ効果的なコミュニケーションを重視します。当社グループは、インサイダー取引規制に関する法令や当社グループの社内規程を遵守しつつ、通常のコミュニケーションや投資家向け広報活動、株主総会といった多くの方法や機会を最大限活用して、株主・投資家の皆様との目的を持った対話を目指します。

■事業戦略についてのコミュニケーションとコミットメント

取締役会は、当社グループの明確な長期戦略ビジョンと中期経営計画を策定し、当社グループに代わりその実現にコミットします。取締役会

は、当該長期戦略ビジョンと中期経営計画を有効に達成させることについて究極的な責任を負います。
取締役会は、定期的に、また必要に応じて、長期戦略ビジョンと中期経営計画を見直します。取締役会が、当該長期戦略ビジョンや中期経営計画の有効性が失われ、又はその実現が不可能になったと判断した場合、当社グループは、株主の皆様に対して、その判断の背景にある原因のみならず、事態の打開に向けた施策についてご説明します。取締役会は、そのような状況から得た事実や教訓を、現行の長期戦略ビジョンや中期経営計画の改訂や新たな長期戦略ビジョンや中期経営計画の策定に役立てます。
当社グループは、株主の皆様に我々の状況や業績について効果的に評価いただけるよう、長期戦略ビジョンや中期経営計画の進捗について、適切な媒体を通じてご報告します。

■定例のご報告
当社グループは、四半期ベースで業績のご報告（決算短信及び四半期報告書）を行い、年に1 度、有価証券報告書及びアニュアルレポートを発行します。また、当社グループは、環境、社会及びコーポレートガバナンスに係る事項をご報告するサステナビリティレポートを年に1 度発行します。さらに、株主の皆様には、年に2 度、当社グループの最新トピックスや半期又は通期の業績をハイライトした小冊子「株主の皆様へ」（事業報告書）が送付されます。株主総会において議決権をお持ちの株主様には、株主総会招集ご通知が送付されます。
これら全ての文書は、当社ウェブサイト（http://www.nsg.co.jp/）で公開されます。

■株主／投資家向け広報活動
株主／投資家向け広報活動については、当社グループの CEO が全体的なリーダーシップを取り、COO やCFO といった当社グループの経営陣幹部も必要に応じて積極的に参加します。

1) 戦略、業績及びビジネス
CEO やその他の経営陣幹部は、広報IR 部の支援を受け、株主・投資家向け広報活動を実施します。広報IR部は、経理部と連携し、アナリストや機関投資家の皆様向けに、とりわけ長期戦略ビジョンや中期経営計画及びそれらの進捗、年度業績並びにその他重要な事項に関するプレゼンテーションをアレンジし、円滑に実施します。これらのプレゼンテーションの内容は当社のウェブサイト（http://www.nsg.co.jp/）で公開されます。
また、四半期の業績については、アナリストや機関投資家の皆様向けに、電話会議を通じたブリーフィングが実施されます。加えて、アナリストの皆様向けには、適宜、工場見学会が実施されます。
当社グループは、証券会社等の外部機関によってアレンジされる投資家カンファレンスやミーティングといった、広く国際的な投資家の皆様とお会いし交流できる機会を積極的に活用します。
取締役会は、当社グループの四半期業績に関する投資家の皆様の重要な反応について説明を受けます。また、取締役会は、その責任に関して、株主・投資家の皆様から提起された課題や事項等、株主／投資家向け広報活動の重要な動きについて最新の情報を受領します。
広報IR 部は、東京本社を拠点に、戦略や業績、ビジネスに関する事項につき、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの窓口としての役割を担います。

2) コーポレートガバナンスとサステナビリティ
総務法務部は、コーポレートガバナンスに関する事項に関するコミュニケーションの窓口としての役割を担います。
サステナビリティ委員会は、サステナビリティ部門の支援を受け、当社グループのサステナビリティに関する戦略、方針及び報告をまとめます。

■株主総会
定時株主総会は毎年 6 月に開催され、臨時株主総会は必要に応じて開催されます。通常、CEO が株主総会の議長を務め、総務法務部が議長を支援します。総務法務部は、他の関連部門と連携し、株主総会の企画、開催に関する業務を行います。株主総会は、取締役及び執行役が直接株主の皆様と対話を持てる他にはない有意義な機会です。株主の皆様は、株主総会で直接取締役及び執行役に対して質問し、問題を指摘することができます。また、そこでは、取締役及び執行役は一般の株主の皆様から直接フィードバックをいただくことができます。
なお、全ての株主・投資家の皆様は、電話（03-5443-9500）又は当社ウェブサイト（http://www.nsg.co.jp/ja-jp/contact-us）を通じて、当社に直接お問い合わせいただくことが可能です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	28,595,000	3.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,341,000	2.80
CBNY DFA Intl Small Cap Value Portfolio	20,482,000	2.26
Mellon Bank, N.A. As Agent For Its Client Mellon Omnibus US Pension	17,371,597	1.92
State Street Bank And Trust Company	12,607,887	1.39
Chase Manhattan Bank GTS Clients Account Escrow	11,707,490	1.29
日本証券金融株式会社	11,511,000	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	10,521,000	1.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	10,443,000	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	10,437,000	1.15

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者2社から、2014年11月7日付けで、株券等の大量保有に関する変更報告書が、また三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2社から、2015年3月19日付けで、株券等の大量保有に関する変更報告書が、それぞれ関東財務局長に提出されており、これら各社から当社の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては2015年3月31日現在の各社

の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

2006年6月、当社は、英国の大手ガラスメーカーであるピルキントン社を完全子会社化し、グループの規模と事業の範囲を飛躍的に拡大させました。この両社がそれぞれに有する強みを組み合せることにより、NSGグループは、世界各地に主要な製造拠点を有し、130ヶ国以上に製品を販売する、ガラス業界におけるグローバルリーディングカンパニーの1社となりました。

この両社の統合は順調に進展し、2015年3月31日現在、全世界に27,371人の従業員を擁する企業グループとなっています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	8名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
朝香　聖一	他の会社の出身者											
小宮 弘	他の会社の出身者											
ギュンター・ツォーン	他の会社の出身者								△			
山崎　敏邦	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
朝香　聖一	○	○	○	○	―――	朝香聖一氏は、国際的な大手製造業での代表執行役社長及び取締役会長を務められた経験を有され、その豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立した客観的な立場から、当社の取締役会の効果的かつ効率的な運営をリードいただくことにより、当社の取締役会の機能の強化に資することが期待され、社外取締役として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準、及び【独立役員関係】に記載の当社が定める独立性基準を満たしていることから、当社社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

小宮 弘	○	○	○	○	―――	小宮弘氏は、国際的な大手製造業等の経営者及び取締役を務められた経験を有され、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、社外取締役として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準、及び【独立役員関係】に記載の当社が定める独立性基準を満たしていることから、当社社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
ギュンター・ツォーン	○	○	○	○	ギュンター・ツォーン氏は、2005年7月から2009年4月までディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社の社長に就任されていました。当社と同社の間には営業取引関係がありますが、当該営業取引関係における当社から同社への支払金額は、同社グループの直近に終了した事業年度における連結売上高の1%未満であります。	ギュンター・ツォーン氏は、国際的な大手企業の経営者及び日本法人の代表取締役社長を務められた経験を有されるとともに、ご自身で設立されたコンサルティング会社の経営者でもあります。そうした豊富な国際経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、社外取締役として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準、及び【独立役員関係】に記載の当社が定める独立性基準を満たしていることから、当社社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
山崎　敏邦	○	○	○	○	―――	山崎敏邦氏は、国際的な大手製造業の代表取締役副社長（財務・IR、経理担当）及び常勤監査役並びに年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用委員を務められた経験を有され、その豊富な経験と幅広い見識、さらには、財務・会計に関する知見に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、社外取締役候補者として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準、及び【独立役員関係】に記載の当社が定める独立性基準を満たしていることから、当社社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	6	0	2	4	社外取締役
報酬委員会	6	0	2	4	社外取締役
監査委員会	4	0	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	4名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
森　重樹	あり	あり	○	○	なし
クレメンス・ミラー	あり	あり	×	×	なし
マーク・ライオンズ	あり	あり	×	×	なし
諸岡　賢一	なし	あり	○	○	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、必要とする員数のスタッフを配置します。監査委員会室に所属するスタッフの人事に関する事項については、監査委員会に事前に報告し、同意を求めています。監査委員会室に所属するスタッフの長は、当社グループの執行に関わる役職を兼務せず、監査委員会の指揮命令権にのみ服します。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人と必要に応じて会合を持ち、監査実施状況等に関し、報告を受け、意見交換、情報収集を行います。
また、監査委員会は、内部統制及び内部監査部門である監査部と原則月一回、その他必要に応じて適宜会合を持ち、必要な情報を収集します。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は以下のとおり、独自の社外取締役の独立性基準を設けております。

<当社の社外取締役独立性基準>
当社の社外取締役は、本人又はその近親者が、次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けると判断されます。

(1) 社外取締役本人について
a) 当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の職員・従業員(以下まとめて「業務執行者」)である者、又はあった者。
b) i) 当社の取引先であって、その直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者(当該引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。)、若しくは当社グループを主要な取引先とする者、
- 当該取引先のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額
又は、
ii) 当社の取引先であって、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、若しくは当社グループの主要な取引先である者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。)。
- 当社のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額
(注)本基準において「主要な取引先」とは、当社グループ及び当該取引先グループの間において、相手方の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与えうる取引関係を有する者をいう。
c) 当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者、又は最近過去3年間において当社グループの監査業務を実際に担当した者。
d) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(その価額の合計が当社の1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者。)。
e) 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その業務執行者。)。なお、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
f) 他の企業、組織への関わりにおいて、相互に役員を派遣するなど、当社の取締役又は執行役と重大な関係がある者。
g) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者(当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者又は最近過去5年間においてあった者。)。
h) 当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、上記d)、e)、又はf) のいずれかに該当していた者。

(2) 社外取締役の近親者(配偶者、二親等内の親族又は同居の親族)について
a) 当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の幹部職員・従業員(以下まとめて「経営幹部」)である者、又は最近過去5年間においてあった者。
b) i) 当社の取引先であって、その直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。)、若しくは当社グループを主要な取引先とする者、
- 当該取引先のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額
又は、
ii) 当社の取引先であって、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、若しくは当社グループの主要な取引先である者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。)。
- 当社のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額
c) 当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは経営幹部である者、又は最近過去3年間において当社グループの監査業務を実際に担当した者。
d) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(その価額の合計が当社の1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するパートナー、アソシエイト、経営幹部。)。
e) 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その経営幹部。)。なお、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
f) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者(当該株主が法人等の団体の場合は、その経営幹部。)。
g) 当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、上記d) 又はe) のいずれかに該当していた者。

なお、当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬についての詳細は、以下の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」における「年度業績連動報酬（賞与）制度」及び「長期インセンティブ報酬プラン」に関する記載をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	執行役、その他

該当項目に関する補足説明

日本における任用条件の適用対象者である執行役、上席執行役員、及び執行役員です。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
（個別の執行役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

【開示状況】
取締役については、執行役を兼務する社内取締役、社外取締役の別に、子会社から受領したものも併せて、種類別に報酬総額を開示しており、その総額が1 億円以上の者については、個人別にそれらを有価証券報告書で開示しています。

【報酬等の額】
報酬額につきましては事業報告及び有価証券報告書において開示されており、その内容は当社のホームページにおいても掲載されております。次のURLをご参照ください。
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/investors/ir-library/shareholders-general-meeting
http://www.nsg.co.jp/ja-jp/investors/ir-library/securities-reports

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針等】
(1) 報酬等の決定に係る組織及び責任
当社は、2008年６月の第142期定時株主総会終結の時をもって、報酬委員会を設置いたしました。同委員会は、４名の社外取締役、１名の取締役 代表執行役、及び１名の取締役 執行役で構成されています。現在の委員長は社外取締役であるギュンター・ツォーン氏です。委員自身の報酬等に関する事項が議論される場合には、当該委員の出席はできないものとしています。委員会の運営については、人事部門が事務局として支援し、適宜外部専門家により提供される情報を使用します。また、委員会が認めた総務法務部のメンバーが法務関連事項についての内部法務アドバイザーを務めます。2015年３月期においては、同委員会は5回開催されました。
同委員会は次の事項を決定いたします。
・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の決定
・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定
また、同委員会は、取締役及び執行役以外の当社グループの上級幹部の報酬の方針及び内容について、以下の(2)で掲げる方針に則して、代表執行役社長兼CEOに対し、推薦又は助言することができます。

(2) 執行役の報酬等の決定に関する方針
当社グループは、世界約30ヶ国で事業運営をするグローバル企業です。執行役の報酬に関する方針の目的は、執行役の任用契約条件を市場競争に耐え得るようにし、またグローバルビジネスにおいて世界中から高い能力を持つ執行役を惹きつけ、確保し、かつ動機づけるように報酬内容を設計することにあります。
当該方針の狙いは、個々の基本報酬及びインセンティブ報酬がグループの業績や株主利益と整合性を保ち、個々人の業務における責任と成果が反映されるようにすることにあります。執行役に対する個々の報酬内容は直接任用される国の市場環境によって異なりますが、年度賞与と長期インセンティブ報酬プランについては、グローバル方針に従い、当社グループレベルで企画、設計され、整合性が保たれるものとします。
基本報酬及び福利厚生の内容は、市場競争に耐え得るレベルに設定され、年度業績連動報酬（賞与）は主に財務指標の達成度合いで評価されます。
執行役の報酬内容は毎年見直されます。方針として、グローバル企業における市場の概ね中位数に報酬水準を調整するものとします。適切な市場相場の決定にあたっては、売上高及び時価総額並びに国際化の複雑さ及び広がりといった事情が考慮されます。報酬内容の見直しにあたっては、個々人の役割の範囲、責任及び業績、会社業績の目標及び計画に対する進捗度、並びに他の管理職の昇給予定が考慮されます。
各執行役は、年度業績連動報酬制度（年度賞与）に参加します。報酬委員会は業績基準と適切な賞与支給条件を設定しています。当該報酬制度は、主に取締役会で承認された年度予算に対して挑戦しがいのある財務業績の達成目標と1年の期間内におけるビジネス戦略と明確に関連する業務/経営指標に基づきます。当該報酬制度における財務及び非財務要素は当社グループの中期経営計画と明確に整合します。

執行役の2015年３月期の年度業績連動報酬制度における業績指標は次の項目を含みます。

指標	比重（%）
営業利益	40
運転資本/売上	40
品質	10
安全	10

執行役の2016年３月期の年度業績連動報酬制度における業績指標は次の項目を含みます。

指標	比重（%）
営業利益	40
ネット借入	40
MTP（中期経営計画関連）	20

一定レベルの目標が達成されない場合は、執行役への賞与は支払われません。一定レベル（最低限のエントリーレベル）は、財務業績が最低限の水準を確保できるよう、報酬委員会によって決定されます。執行役の年度賞与の支払水準はマネジメントグレードに応じて基本報酬の0-125%の範囲となります。
各執行役は、長期インセンティブ報酬プランに参加することができます。当該プランは、3年間にわたるグループの長期的な業績目標の達成に報いることを目的とします。年1回の発行を可能とし、したがって、いずれの時点においても効力を有するプランが3本存在することがあり得ます。当該プランの業績目標基準は、主な財務指標により設定されます。
2013年３月期、2014年３月期及び2015年３月期に稼働するプランで使用されている業績指標は、現在、一株当たり利益の累積総額です。当該業績目標基準のエントリー値が達成されない場合は、支払いは行われません。支払いは金員をもってなされます。執行役と株主の利益を一致させるべく、当該支払いは、各プランにつき、それぞれ対象となる3年間の当社株価の値動きに連動します。執行役の長期インセンティブ報酬プラン支払水準はマネジメントグレードに応じて基本報酬の0-150%の範囲となります。
現行の長期インセンティブ報酬プランは執行役と他の参加資格者に、当該プランの手取り金額の50%につき、当社の普通株式への投資を求めています。当該投資により、執行役は、当社の株主としての利益を享受するとともに、引き続き株主価値向上に向けて動機づけがなされ、執行役と株主の皆様とのさらなる利害の一致が図られます。当該株式投資は、日本非居住者である執行役を含め、資格を有する全ての参加者に適用されます。
株式保有と、株主の皆様との利害の一致は、株式保有目標を用いることでさらに促進されます。株式保有目標は執行役ごとに設定され、基本報酬に対するパーセンテージとして示されます。本プランを通じて、執行役は、数年をかけて目標に達する株式を保有することが期待されます。株式保有目標に対する進捗状況は毎年評価されます。執行役に対する株式保有目標は現在、基本報酬の100%です。目標レベルは市場慣行に則して報酬委員会によって継続的に見直されます。

(3) 独立社外取締役の報酬等の決定に関する方針
独立社外取締役の職務は、取締役会の一員として、その重要な意思決定に携わるとともに、独立的かつ客観的な立場から、NSGグループの経営を監督することです。独立社外取締役が当該職務を適切かつ効果的に遂行できるよう、また、当社が当該職務につき期待される能力、経験を持つ人材を確保できるよう、独立社外取締役の報酬等は、外部専門家による他社事例の調査等に基づき、適正な水準で定められます。
独立社外取締役はその職務遂行に対する報酬を受領します。独立社外取締役は業績連動報酬や長期インセンティブ報酬の受給資格を持ちません。
独立社外取締役は取締役会議長又は他の委員会のいずれかの委員長を担う場合、追加の報酬を受領します。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、取締役会並びに指名、監査、及び報酬の三委員会の事務局がそれぞれの会議体に対して支援を行うとともに、取締役会室が社外取締役への情報提供を充実させ、社外取締役と業務執行機関との間のスムーズな意思疎通を支援・強化しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 当社の機関
【機関の構成】
当社は、2008年6月27日に監査役設置会社から委員会設置会社（現在の指名委員会等設置会社）に移行し、会社の機関として、取締役から構成される取締役会、それぞれの構成委員の過半数が社外取締役である指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の三委員会、執行役、執行役を中心に構成される経営会議、並びにグループサステナビリティ委員会を設置しています。法務部が、事務局として、主に法的観点から取締役会及び経営会議の職務を補佐します。加えて、取締役会室が、社外取締役と業務執行機関とのスムーズな意思疎通を支援、強化し、取締役会と経営会議の事務局機能を支援します。

【取締役会】
取締役会は、8名の取締役（うち4名は社外取締役）から成り、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、執行役の職務の分掌、その他の重要な経営の意思決定、並びに執行役等の職務の執行の監督を行います。取締役会議長は、社外取締役の朝香聖一氏です。取締役会は、2015年3月期において、12回開催されました。

【業務執行機関】
４名の執行役が業務執行を担当します。執行役のうち3名は代表執行役であり、それぞれCEO、COO、CFOとしての職責を負います。執行役を中心に構成される経営会議は、取締役会において策定される方針及び目標が効率的かつ的確に実現されることを可能とするべく、当会社の経営を指導し、かつその実施状況を監視します。
また、当社は、グループ・サステナビリティディレクター、事業部門関連責任者、及び関連グループファンクション部門責任者により構成されるグループサステナビリティ委員会を設置し、同委員会は、当社グループの全てのサステナビリティ活動を統括するとともにその戦略を見直し、また、ステークホルダーとの効果的なコミュニケーションを確実なものとします。

【指名委員会】
指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するとともに、執行役候補者及び執行役員候補者に係る推薦又は助言を行います。同委員会は、社外取締役の小宮弘氏を委員長とし、委員長を含め6名の取締役（うち、4名は社外取締役）で構成されます。人事部門が、事務局として同委員会の職務を補佐します。また、同委員会が認めた総務法務部のメンバーが、法務関連事項についての内部法務アドバイザーを務めます。なお、同委員会は2015年3月期において、7回開催されました。

【監査委員会】
監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並び

に会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行います。同委員会は、社外取締役の山崎敏邦氏を委員長とし、委員長を含め4名の社外取締役で構成されます。委員のうち、山崎敏邦氏は、大手製造業の代表取締役副社長（財務・IR、経理担当）を務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。同委員会の職務を補佐するため、監査委員会室を設置しています。なお、同委員会は、2015年3月期において、11回開催されました。

【報酬委員会】
報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。同委員会は、社外取締役のギュンター・ツォーン氏を委員長とし、委員長を含め6名の取締役（うち、4名は社外取締役）で構成されます。人事部門が、事務局として同委員会の職務を補佐します。また、同委員会が認めた総務法務部のメンバーが、法務関連事項についての内部法務アドバイザーを務めます。なお、同委員会は2015年3月期において、5回開催されました。

2. 監査体制等
【リスクマネジメント、内部統制、及び内部監査】
当社グループにおける内部統制、及び内部監査については、監査部が主たる担当部署であり、従事する者は19名です。監査部は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する当社取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の下、監査部監査計画に基づき、監査委員会、会計監査人とも定期的に会合を持つなどして連携を取りながら、事業所往査等を通じた業務状況の監査を実施しています。加えて、当社は、当社グループ全体におけるコンプライアンスを確実なものとするべく、グループ倫理・コンプライアンスオフィサーを任命しています。同オフィサーは、上記システムの下、当社グループにおける総合的なコンプライアンスマネジメントの策定、実施及び管理等を行い、重要事項については、監査委員会に対して、直接の報告義務を負います。リスクマネジメントについては、監査部が独立した評価を行うことに加えて、企業活動上発生するリスクの対処について定める社内規程を制定し、当社グループのリスクを網羅的に把握し管理します。

【監査委員会監査】
監査委員会は、4名の社外取締役で構成され、内部統制システムの整備状況を定期的に監視及び検証するとともに、同委員会で定めた監査方針、監査計画に従い、必要に応じて監査委員が経営会議等重要な会議に出席するなどして、当社及び主要な子会社等の業務や財産の状況の調査等を実施しています。監査委員会は、会計監査人と必要に応じて会合を持ち、監査実施状況等に関し、報告を受け、意見交換、情報収集を行っています。また、監査委員会は、内部統制、内部監査部門である監査部と原則月1回、その他必要に応じて適宜会合を持ち、情報を収集しています。

【会計監査】
当社は新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けています。2015年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、大木一也氏及び高田慎司氏です。同監査法人は、業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないような措置を取っており、当社に対する継続監査年数は全員7年以内です。監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士補等10名です。

3. 社外取締役に関する事項
【当社からの独立性】
4名の社外取締役全てにつき、東京証券取引所が定める独立役員として指定し、証券取引所へその旨を届け出ています。また、当社は、東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、【独立役員関係】に記載のとおり、当社グループや当社役員、当社の主要株主との関係等をも加味した独自の独立性基準を設定しており、これら4名の社外取締役の全ては、当該独立性基準を満たしております。

【社外取締役による監督と、その他の監査との相互連携等】
取締役会、指名、監査、及び報酬の三委員会それぞれの事務局並びに取締役会室が社外取締役を補佐し、社外取締役に対して必要な情報の提供を行っています。また、監査委員である社外取締役は、上述のとおり、会計監査人や内部統制、内部監査部門との会合等により、監査委員会を通じて情報収集を行っています。社外取締役は、これらの情報に基づき、取締役会を通じて、執行役及び取締役の職務の執行を監督しています。

【責任限定契約の内容の概要】
当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の定めに基づき、各社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、各社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

【指名委員会等設置会社制度を採用している理由】
当社は、執行と監督の分離を促進し、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスのレベルを向上させ、ひいては株主の皆様に一層信頼いただける体制として、指名委員会等設置会社制度を採用しています。

【社外取締役の当社における役割及び機能】
社外取締役である朝香聖一氏は、取締役会議長に就任され、また指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の全てに委員として、それぞれ就任され、当社から独立の立場で、取締役会及び各委員会を通じて、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと考えております。
社外取締役である小宮　弘氏は、指名委員会には委員長として、監査委員会及び報酬委員会には委員として、それぞれ就任され、当社から独立の立場で、各委員会及び取締役会を通じて、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと考えております。
社外取締役であるギュンター・ツォーン氏は報酬委員会には委員長として、指名委員会及び監査委員会には委員として、それぞれ就任され、当社から独立の立場で、各委員会及び取締役会を通じて、その経営者としての豊富な国際経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと考えております。
社外取締役である山崎敏邦氏は、監査委員会には委員長として、指名委員会及び報酬委員会には委員として、それぞれ就任され、当社から独立の立場で、各委員会及び取締役会を通じて、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと考えております。

こうした独立性を有する社外取締役の存在及びこれらの独立役員が各委員会の委員長を務めることは、経営の透明性、ひいてはコーポレートガバナンスの一層の向上に資するものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の開催日の3週間前に発送しています。 さらに、東京証券取引所及び上記プラットフォームへのファイリング並びに自社ホームページへの掲載により、定時株主総会の開催日の4週間前までに、招集通知を公表しています。
電磁的方法による議決権の行使	会社が指定する議決権行使サイトを利用することで、インターネットにより議決権を行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所及び上記プラットフォームへのファイリング並びに自社ホームページへの掲載により、定時株主総会の開催日の4週間前までに、英文招集通知(監査報告を除き、全文-含　事業報告、連単計算書類)を公表しています。
その他	EDINETを通じた臨時報告書の提出(日本語のみ)によるもののほか、自社ホームページに、株主総会の決議結果、議決権行使結果を掲載(日本語及び英語)しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会は行っていませんが、自社ホームページで4半期毎の決算書類と決算説明資料を決算開示日にタイムリーに掲載しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、本決算時(5月)においてアナリストや機関投資家向けに説明会を開催しており、毎回100名前後が参加しています。各四半期決算においても、8月、11月及び2月にテレフォンカンファレンスを開催しています。なお経営戦略説明や個別事業説明のため、これらとは別にアナリスト向け説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2～3回、欧州・北米・アジア(香港、シンガポール)等にて開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料(決算情報以外)、有価証券報告書・四半期報告書、決算説明会資料(毎四半期)、事業報告書(「株主の皆様へ」)、株主総会招集通知・決議結果、アニュアルレポート、及びサステナビリティレポート等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部(部長:藤井一光)がIRを担当しています。	
その他	自社ホームページに個人投資家向け会社紹介、IRスケジュール、株価情報等を掲載しています。ご希望者には「IRニュースメール配信サービス」を提供しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	NSGグループコーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、従業員、顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー、地域社会など多方面にわたるステークホルダーとの良好な関係構築について定義しています。さらに、このガイドラインの下、サステナビリティ・ポリシーその他の社内規程において、より具体的な関係について言及しています。
	取締役会に対して定期的に報告を行う義務を負うサステナビリティ委員会を中心に、NSGグループ倫理規範、サステナビリティ・ポリシー等に基づき、環境保全活動その他のサステナビリティ活動を推進しています。サステナビリティ・ディレクターが議長を務めるグループサステナ

環境保全活動、CSR活動等の実施	ビリティ委員会は、経済、安全衛生、エネルギー、製品開発、リサイクル及び廃棄物、サプライチェーン、並びに人材のそれぞれの分野について、当社グループが2015年までに達成するべき明確な目標を設定しており、当該目標は、当社取締役会において承認されました。当該目標に 対する進捗については、アニュアルレポートやサステナビリティレポート、当社ホームページにおいて、開示しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	NSGグループコーポレートガバナンス・ガイドライン、株主の皆様との建設的な対話に関する方針、サステナビリティ・ポリシー、IR基本方針を策定しており、自社ホームページにて開示しています。
その他	【従業員の多様性について】 当社グループはグローバルな企業グループです。多国籍な経営陣を擁し、従業員の80%以上は日本国外で働いています。当社グループでは多様化に対応した従業員採用を行っています。多種多様な国籍、スキル、資格、経験などが当社グループの事業に与えるメリットは非常に大きいと考えています。なお、当社グループの管理者における女性比率は12%です。 （ご参考） 当社グループ従業員の地域別構成比率： http://www.nsg.co.jp/ja-jp/sustainability/employees

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社の執行役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員(以上を総称して、「当社グループの役職員」といいます。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 「NSGグループ経営理念と行動指針」に基づき、当社グループとしてコンプライアンスの徹底及び企業倫理の維持を図るとともに、企業の社会的責任を積極的に果たし、持続可能(サステナブル)な発展を目指します。
- 「NSGグループ経営理念と行動指針」の下、法令・社内規則の遵守及び企業倫理に関する事項を定めた「NSGグループ倫理規範」を制定し、重要な社内規程(グループポリシー、規程、手順等)とともにこれらを当社グループの情報ネットワークを通じて当社グループの役職員へ継続的に周知し、教育活動を行います。
- 各法令・社内規則の所管部門は、内部監査部門とともにその所管する法令、規則等の遵守状況を確認し、監査委員会に報告します。
- 倫理・コンプライアンス所管部門(「倫理・コンプライアンス部門」)を設置し、当社グループ全体における倫理・コンプライアンス体制を構築・維持します。
- 倫理・コンプライアンス部門は、当社グループ全体について:

◆ 各地域の倫理・コンプライアンス担当部門との連携を通じて、厳格な基準によりコンプライアンスを推進するとともに、倫理・コンプライアンスに関連する事項の周知、啓蒙活動を行い、

◆ 必要に応じて内部監査を含む内部統制部門と協働して監査を行います。

- 倫理・コンプライアンス部門は、監査委員会に対しても報告責任を有するものとします。
- 業務執行における通常の指揮命令系統から独立した外部機関を窓口とする懸念事項に係る報告・相談ホットラインをグループレベルで設置することで、当社グループに係る倫理・コンプライアンス上の問題を迅速に発見し、当該問題に適切に対処できる体制を確保します。
- 倫理・コンプライアンス部門は、懸念事項に係る報告・相談ホットラインの整備の状況、運用及び報告・相談があった問題に関して、定期的に又は適宜、監査委員会に対して報告する責任を有します。
- 当該報告・相談については、法律の定める範囲内において匿名で行うことができるものとし、当該報告・相談を行った者に対して、人事上の処遇等に係るいかなる不利益も及ばないことを明示的に保証します。

(2) 当社グループに係る損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 企業活動上発生するリスクへの対処について定める社内規程を制定し、当社グループのリスクを網羅的に把握し管理します。
- 当社グループに係る倫理・コンプライアンス、環境、安全、災害、品質、情報セキュリティ、資金運用、原材料調達、研究開発、与信管理等に係る個別のリスクについての扱いを定める社内規程を制定し、それぞれの担当部署は、これに従い当該リスクを管理します。
- 重要な倫理・コンプライアンス事項については、倫理・コンプライアンス部門が法務部門及び内部監査部門を含む他の内部統制部門と協働して、関連する社内規程の整備を含め、当社グループのコンプライアンスに係るリスク管理を行います。
- グループレベルで、必要に応じて、リスク分散措置や保険付保等を管理、実施します。
- グループレベル又は地域レベルにおける重大事故に備え、対応するためのリスク管理に係る社内規程を整備します。
- 当社グループの財務報告及びその他の事項に関する適時適正な情報開示が適正に行われるための体制を確保します。

(3) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 執行役の職務執行に係る文書、記録類その他の情報については法令、社内規程に従い適切に保存及び管理を行います。

(4) 当社グループの役職員の職務の執行が効率的かつ効果的に行われることを確保するための体制

- 取締役会の定める当社グループの中長期計画に基づき、年度目標をグループ内で明確化し、一貫した方針管理を行います。
- 取締役会は、法令の定める範囲内で、業務執行の意思決定を執行役に委任します。
- 執行役をメンバーとする経営会議を設営し、その審議により、取締役会において策定する当社グループの方針、目標等の下、執行役が効率的かつ効果的に当社グループのビジネスに関する事項について迅速果断な意思決定をできるよう支援します。
- 取締役会による決議、及び職務・業務分掌、権限に関する社内規程に従い、執行役その他の当社グループの役職員の当社グループにおける担当業務、職務権限を明確にします。
- 経営会議に関する社内規程など各種会議体等に係る規程を定め、その審議基準、プロセスに従い、当社グループのビジネスに関する事項について意思決定を行います。
- IT技術を活用して、業務の効率性向上のためのシステム構築を推進します。

(5) 当社グループにおける報告体制

- グループレベルで、事業部門及びファンクションごとに、報告体制を構築します。
- 子会社の管理に係る社内規程を制定し、重要な子会社については、当該子会社ごとに、内部監査、経理、財務、税務、人事、労務、年金、安全衛生、法務、倫理・コンプライアンス及び環境等に係る事項並びにそれらに関するリスク状況に関する報告が、当社に対して定期的に行われることを確実にします。
- グループベースで内部監査を実施します。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担うものとして、本内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき、
  - ◆ 執行役により当社グループの内部統制システムが適切に構築、整備、運用されているかどうか、
  - ◆ さらには当該基本方針自体に問題がないかどうか、

  という側面から、取締役及び執行役の職務執行について監査を行います。
- このような監査を実効的なものにするため、
  - ◆ 監査委員会は、経営会議その他業務執行に係る重要会議へ監査委員を出席させることができます。また同委員会は、それらの会議体での議論に代る重要な意思決定過程が採られる場合、当該意思決定過程に関する情報にアクセスすることができます。
  - ◆ 監査委員会は、必要に応じ、当社グループの事業部門、ファンクションを所管する執行役及びその他当社グループの役職員のうち重要な職位にある者から、その職務の執行の状況に関して、ヒアリングします。
  - ◆ 監査委員会は、各リスクを所管する部署より、主として当社グループの次に掲げる事項に係るリスクの状況について、定期的に報告を受けます。
    - 内部監査、経理、財務、税務、人事、労務、年金、安全衛生、IR、法務、倫理・コンプライアンス及び環境等
  - ◆ 監査委員会は、経営会議資料、稟議書等、重要書類を閲覧できます。
  - ◆ 監査委員会は、担当執行役より、四半期決算・期末決算について、取締役会への報告、承認等の前に説明を受けます。
  - ◆ 監査委員会は内部監査部門、会計監査人と定　期的に会合を持ち、必要な情報を収集します。
  - ◆ 監査委員は、本号冒頭に記載する監査委員会監査の目的に照らして、なお必要と判断する場合は、自ら、主要な国内外における当社グループの事業所の業務及び財産の現況を往査します。

(7) 当社グループの役職員が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- 当社の取締役及び執行役は、次の場合、直ちにその事実を監査委員会に対し報告を行います。
  ◆ 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合
  ◆ 当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられる場合
- 前号の定めにかかわらず、監査委員会は、その監査にあたって必要と判断する場合、当社グループの役職員に対して報告を求めることができます。
- 監査委員会に対して以上の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする人事上の処遇等に係るいかなる不利益も及ばないことを明示的に保証します。

(8) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項
- 監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、必要とする員数のスタッフ(「監査委員会付スタッフ」)を配置します。
- 監査委員会付スタッフは、監査委員会又は監査委員の指示の下、
  ◆ 自ら、又は関連部門と連携して、監査対象事項を調査、分析又は報告するとともに、
  ◆ 必要に応じて、当社グループの主要な国内外事業所の業務及び財産の現況に関する監査委員会による往査を補佐します。

(9) 前号の取締役及び従業員の当社の執行役からの独立性に関する事項並びにこれらの取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査委員会付スタッフの人事に関する事項については、監査委員会に事前に報告され、その同意を必要とします。
- 監査委員会付スタッフの長は、当社グループの執行に関わる役職を兼務せず、監査委員会の指揮命令権のみに服します。

(10) 監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査委員が、その職務の執行について、その費用の前払いの請求その他の会社法第404条第4項各号に掲げる請求を当社に対して行ったときは、当社が、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求を拒むことができないものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社はNSGグループ倫理規範において、常に倫理的に行動しなければならないこと、及び当社グループが事業拠点を置く国の法律を遵守することを定めています。

この倫理規範の理念に基づき、日本においては、日本の法令に則り反社会的勢力に対応しています。コンプライアンス・マニュアルでは、市民社会の秩序や安全に危害を加える反社会的勢力に対して一切妥協することなく断固として対決するという基本的な考え方と反社会的勢力への毅然とした対応方法を示し、社内のコンプライアンス研修を通じてその内容を社員に周知しています。また、監査部及び総務法務部では、反社会的勢力排除を含めたコンプライアンスの取り組み状況についてモニタリングを行うとともに、弁護士や警察当局と連携関係を保ちながら、反社会的勢力の情報の収集・管理をしています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1)重要な決定事実に関する情報の開示について
適時開示の対象となる重要な決定事実については、社内規程に基づき、各部門からの提案を、代表執行役又は取締役会等において機関決定した後に、情報取扱責任者の指示の下、直ちに広報部門が情報開示を行っています。
重要な案件の決定に際しては、広報部門と取締役会の担当部署である総務法務部門が連携し、適時開示の漏れがないように相互にチェックする体制の下、適時開示を行っています。

提案部門→ 機関決定→ 広報部門、総務法務部門→ 適時開示

(2)決算に関する情報の開示について
決算に関する情報は、経理部門が作成した原案を取締役会等が決議又は決定し、情報取扱責任者の指示の下、当該機関決定後直ちに広報部門が情報開示を行っています。

経理部門→ 機関決定→ 広報部門→ 適時開示

(3)重要な発生事実に関する情報の開示について
適時開示の対象となる事実が発生したときには、当該部門は広報部門に直ちに報告し、広報部門は情報取扱責任者の指示の下、適時開示を行っています。

関係部門→ 広報部門→ 適時開示

【当社グループのコーポレートガバナンス体制】

